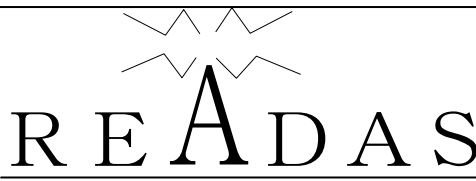


第 5424 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月 9日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 同居していない親の医療費を支払った場合

**Q**：同居していない親の医療費を支払いましたが、この費用は、私の医療費控除の対象にすることができますか？

**A**：生計を一にしている場合は対象とすることができます。

### 【解説】

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用されます。

この場合の生計を一にするとは、次の場合をいい、必ずしも同居していなければならないというものではありません。

①勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合でも、次に掲げる場合は、これらの親族は生計を一にしているものとして取り扱われます。

イ. その他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇にはその他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ. これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

②親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとして取り扱われます。

したがって、親の収入が少なく、あなたの仕送りで生活をしているというような場合は、生計を一にしていることとなりますので、医療費控除の対象にすることが認められます。

